

## 徳島大学COCプラス推進本部執行会議設置要項

平成27年12月18日  
学長制定

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島大学COCプラス推進本部設置要項第6条第2項の規定に基づき、徳島大学COCプラス推進本部執行会議（以下「執行会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 執行会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム（以下「プログラム」という。）の内容及び進捗管理に関する事。
- (2) プログラムの予算に関する事。
- (3) COCプラス推進コーディネーターの人事に関する事。
- (4) とくしま元気印イノベーション人材育成協議会との連携に関する事。
- (5) その他プログラムの実施について必要な事項

(組織)

第3条 執行会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 推進監
- (4) その他執行会議が必要と認める者

2 前項第4号の委員は、執行会議の推薦により学長が命ずる。

(議長)

第4条 執行会議に議長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、執行会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 議長は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(COCプラス推進コーディネーター等の出席)

第6条 COCプラス推進コーディネーターは、会議に出席し、議長の求めにより意見を述べるものとする。

- 2 執行会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 執行会議の庶務は、研究・社会連携部地域創生課及び学務部において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、執行会議について必要な事項は、執行会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年12月18日から実施する。